

- 平成15年3月25日（火曜）午後2時から
- イ 場所
県庁新館 801 号共用会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成15年3月24日（月曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会公告第7号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年3月17日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量